

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年8月30日
【計算期間】	第5期（自 2018年6月6日 至 2019年6月5日）
【ファンド名】	しんきんJ P X日経400オープン
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 泰彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

J P X日経インデックス400の動きに連動する投資成果の獲得を目標とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1) 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		日経225
債券 一般	年2回	日本	ファミリーファンド	
公債	年4回	北米		
社債	年6回	欧州		TOPIX
その他債券 クレジット属性 ()	(隔月)	アジア		
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (J P X日経イン デックス400)
資産複合 ()	その他 ()	アフリカ		
資産配分固定型		中近東 (中東)		
資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

「追加型投信」...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

「国内」...目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」という。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

「インデックス型」...目論見書等において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

< 属性区分の定義 >

「その他資産（投資信託証券（株式））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式に投資する旨の記載があるもの

「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの

「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

「その他（J P X日経インデックス400）」...目論見書等において、J P X日経インデックス400に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

JPX日経インデックス400（略称：JPX日経400）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

例えば、株価指数が5%上昇した場合には、基準価額がおおむね5%上昇し、株価指数が5%下落した場合には、基準価額がおおむね5%下落するような運用成果を目指します。

※しんきんJPX日経400オープンは、JPX日経インデックス400に連動する運用を目指すしんきんJPX日経400マザーファンドに投資を行う「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

※しんきんJPX日経400オープンは、JPX日経インデックス400に連動する運用を目指しますが、必ずしも完全に連動する投資成果を保証するものではありません。

特色1 主としてJPX日経インデックス400に採用されているわが国の金融商品取引所に上場している株式（上場予定株式を含みます。）に投資を行います。

※JPX日経インデックス400の採用予定銘柄にあらかじめ投資する場合があります。

特色2 少ない資金で日本の投資魅力の高い会社の株式に分散投資したのと同じような投資成果が期待できます。

東京証券取引所（市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ）に上場する銘柄から「投資者にとって投資魅力の高い会社」として採用されたJPX日経インデックス400の構成銘柄に投資を行います。

※信託財産の規模や流動性等によっては、すべての構成銘柄に投資しない場合があります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ JPX日経インデックス400とは…

日本取引所グループ、東京証券取引所および日本経済新聞社が共同開発した株価指数です。東京証券取引所上場銘柄の中から適格基準と市場流動性の観点から候補銘柄を選定し、ROE[※]、営業利益、時価総額の3つの指標による定量的な評価と、独立した社外取締役の選任や決算情報の英文開示など定性的な評価を勘案して採用銘柄（400銘柄）が決定されます。

※ ROEとは、Return On Equityの略で「株主資本利益率」のことです。企業の当期純利益を自己資本（株主資本）で除した比率で、自己資本からどれだけ利益を生み出したのかという企業の収益性を表す指標の一つです。

指数概要

指数名称	JPX日経インデックス400 (略称: JPX日経400)
構成銘柄数	400銘柄 [※]
対象銘柄	東京証券取引所上場銘柄 (市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ)
算出開始日	2014年1月6日
起算日・基準値	2013年8月30日・10,000ポイント
銘柄入替え	毎年1回8月末に定期見直しを実施

出所：東京証券取引所、日本経済新聞社の資料をもとに、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※通常は400銘柄が採用されていますが、経営再編や経営破たんなどによって400銘柄未満となる場合があります。

銘柄選定プロセス

東京証券取引所上場銘柄

(市場第一部、市場第二部、
マザーズ、JASDAQ)

1,000銘柄

適格基準および市場流動性の観点から1,000銘柄を選定

400銘柄

3年平均ROE、3年累積営業利益、時価総額の3つの指標で点数化し、定性的な評価を加えた最終的なランキングで400銘柄を選定

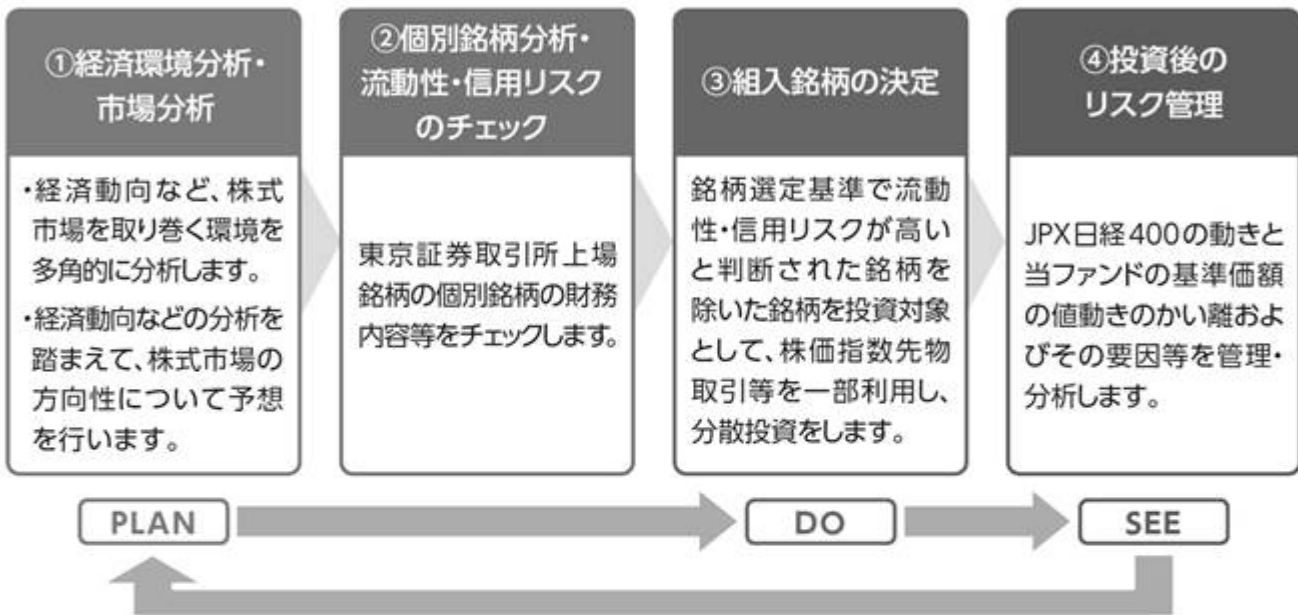
出所：東京証券取引所、日本経済新聞社の資料をもとに、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※上記はJPX日経インデックス400の銘柄選定プロセスをすべて記載したものではありません。

■ 投資戦略

- わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を実質的な主要投資対象とします。運用の効率化およびJPX日経インデックス400への連動を図るため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

投資プロセス



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ベンチマークについて

しんきんJPX日経400オープンは、JPX日経インデックス400をベンチマークとし、これに連動する運用を目指します。

（ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。）

「JPX日経インデックス400」について

「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所（以下総称して「JPXグループ」という。）ならびに株式会社日本経済新聞社（以下「日経」という。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「JPXグループ」および「日経」は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。本商品は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、「JPXグループ」および「日経」は、その運用および本商品の取引に関して、一切の責任を負いません。

■ 収益分配について

年1回の決算時（6月5日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

収益分配金のお支払いのイメージ



※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

■ 収益分配金に関する留意事項

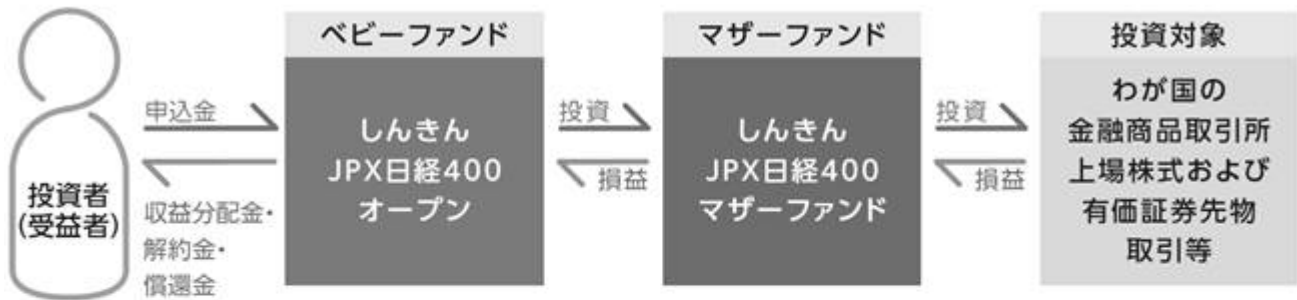
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんJPX日経400オープン（ベビーファンド）にまとめられ、しんきんJPX日経400マザーファンド（マザーファンド）に投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※しんきんJPX日経400オープン（ベビーファンド）は直接、わが国の金融商品取引所上場株式に投資することがあります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

信託金の限度額

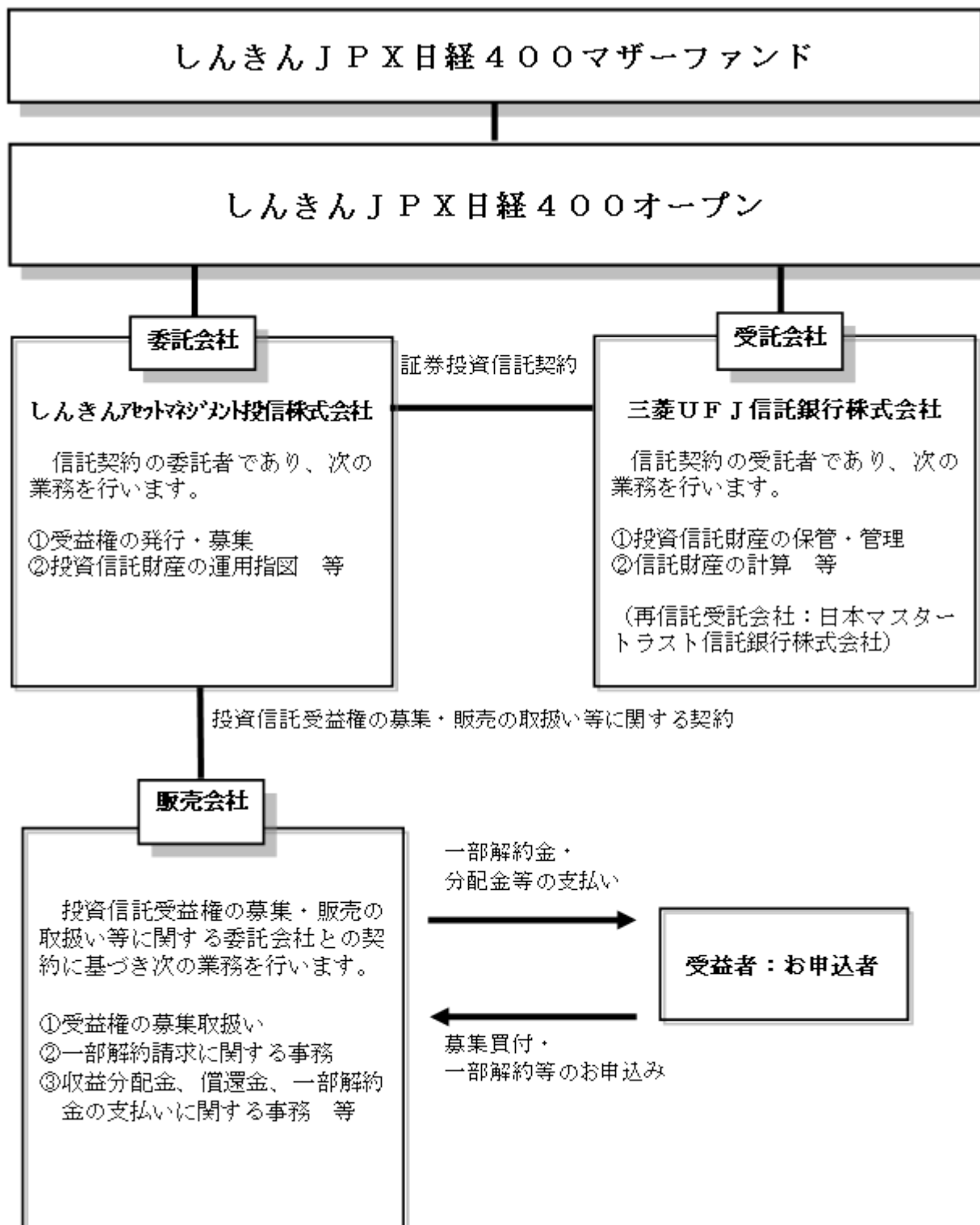
- ・ 2,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年6月6日信託契約締結、ファンドの設定、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



< 委託会社の概況 > (本書提出日現在)

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

資本金の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年3月	投資顧問業の登録
1992年3月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年9月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年8月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

親投資信託である「しんきん」JPX日経400マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、JPX日経インデックス400の動きに連動する投資成果の獲得を目標とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、JPX日経インデックス400の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 運用の効率化およびJPX日経インデックス400への連動を図るため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨ならびに金利に係る先物取引およびオプション取引、および外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 4) 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として、投資信託財産の総額の50%以下とします。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

- 1) 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券

b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)

c. 約束手形

d. 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「しんきん」PX日経400マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

17) 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)

18) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

19) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

21) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

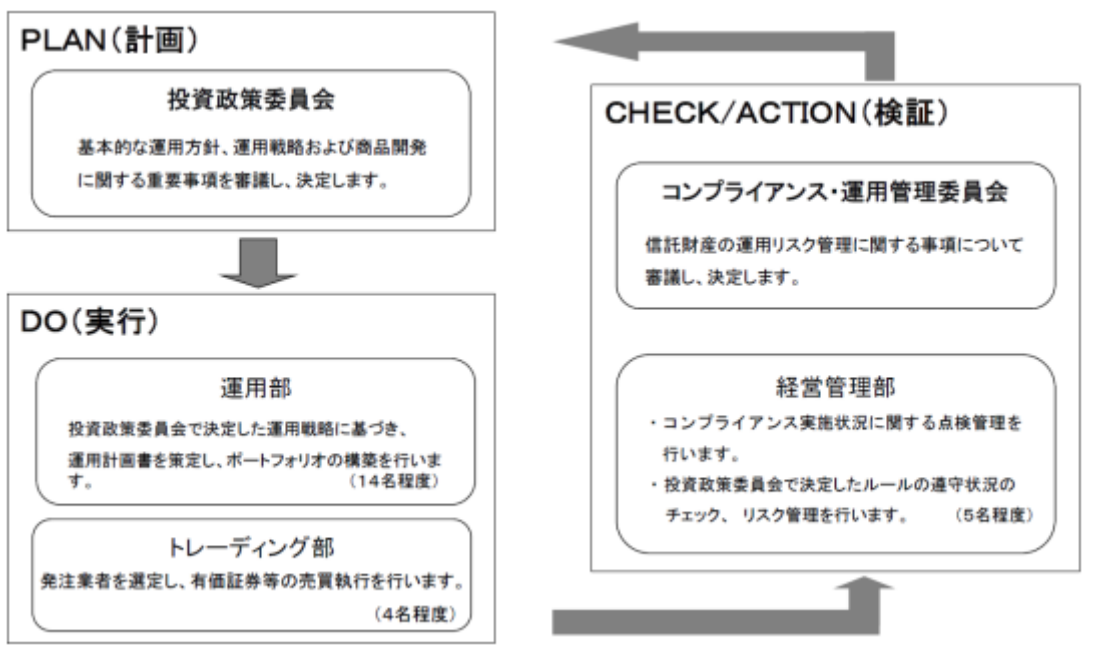
なお、1)の証券または証書ならびに12)、17)および18)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)、17)および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券ならびに17)の証券または証書のうち13)および14)の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回の決算日（毎年6月5日、ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

留保益は、投資信託約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

「しんきん」P X 日経400オープン」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

株式への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

上場投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- 2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 投資信託財産に属する転換社債型新株予約権付社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
 - f. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

- 2) 委託会社は、我が国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2) 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 上記1)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 - c. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 3) 1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、我が国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

法令に基づく投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）「しんきん」JPX日経400マザーファンド」の概要

（1）投資方針

投資対象

我が国の金融商品取引所に上場している株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主として我が国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、JPX日経インデックス400の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 運用の効率化およびJPX日経インデックス400への連動を図るため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨ならびに金利に係る先物取引およびオプション取引および外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 4) 株式以外の資産への投資割合は、原則として、投資信託財産の総額の50%以下とします。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）投資対象

投資の対象とする資産

- 1) 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
投資の対象とする有価証券の範囲等
- 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 - 18) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 19) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 20) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

21) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することの指図を行うことができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

上場投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3【投資リスク】

「しんきん」P X日経400オープン」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。有価組入証券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。

(3) リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

投資リスクに対する管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および
基準価額（分配金再投資後）の推移当ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、代表的な資産クラスについて、2014年7月から2019年6月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの年間騰落率は、設定日が2014年6月6日のため、2015年6月から2019年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。2015年5月以前については、対象インデックス（JPX日経インデックス400）の年間騰落率を表示しています。なお、対象インデックスの算出起算日が2013年8月30日のため、2014年7月以前の年間騰落率はありません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に1.08%（税抜1.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

（購入金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。）

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。申込手数料は、販売会社にご確認ください。また委託会社においてもご照会いただけます。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されません。

申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

上記の申込手数料について、消費税率が10%となった場合は「購入価額に1.10%（税抜1.0%）を上限」となります。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <http://www.skam.co.jp>

(2)【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料および信託財産留保額はありませぬ。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率0.648%*（税抜0.6%）

*消費税率が10%になった場合は、年率0.660%となります。

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用
(信託報酬)

支払先	配分(税抜)および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、 年率0.25%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率0.30%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率0.05%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(注)「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

委託会社が受け取る信託報酬には、ファンド監査の費用が含まれます。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし投資信託財産から支払われます。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は、投資信託財産から支払われます。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記<個別元本および収益分配金の区分の具体例>をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

<p>損益通算について</p>	<p>一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。</p> <p>一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。</p> <p>特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。</p>
-----------------	---

少額投資非課税制度「愛称: N I S A (ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニア N I S A (ニーサ)」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

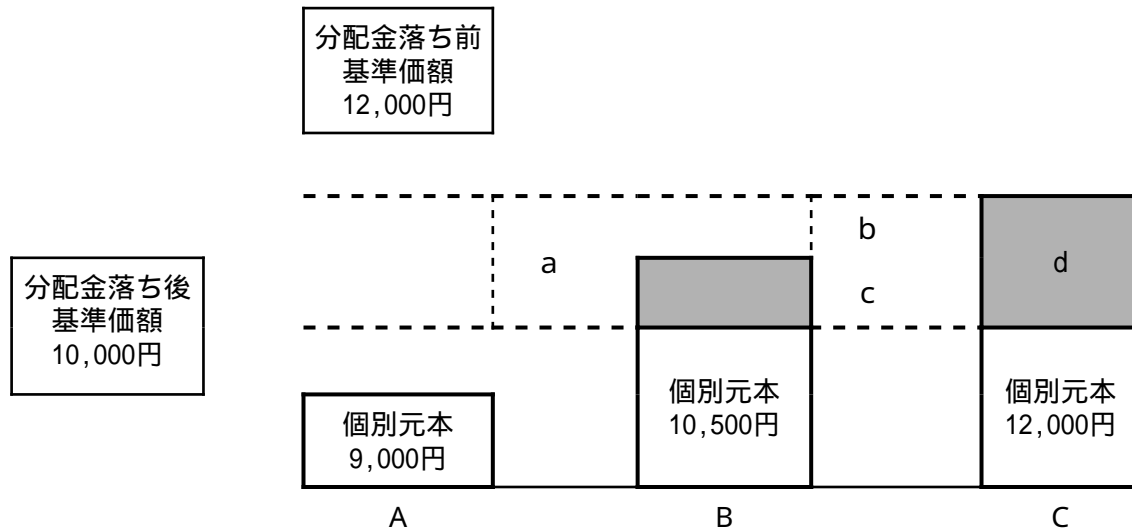
<p>収益分配時 ならびに 換金時および 償還時の差益 に対する課税</p>	<p>法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。</p> <p>収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。</p> <p>益金不算入制度の適用はありません。</p>
--	---

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当たり12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下は2019年6月28日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	6,406,851,712	99.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,182,517	0.02
合計(純資産総額)		6,408,034,229	100.00

(参考)しんきんJPX日経400マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	6,118,354,770	95.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		288,528,119	4.50
合計(純資産総額)		6,406,882,889	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	279,180,000	4.36

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位銘柄

国/地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	しんきんJPX日経 400マザーファンド	4,725,862,442	1.3320	6,294,993,821	1.3557	6,406,851,712	99.98

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.98
合計	99.98

業種別投資比率

該当事項ありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)「しんきんJPX日経400マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位銘柄（株式上位30銘柄）

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	23,600	4,801.73	113,321,016	5,165.00	121,894,000	1.90
2	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	30,800	3,652.61	112,500,620	3,823.00	117,748,400	1.84
3	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,600	61,562.20	98,499,523	66,130.00	105,808,000	1.65
4	日本	株式	ソニー	電気機器	18,000	5,220.72	93,973,044	5,648.00	101,664,000	1.59
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	19,300	4,945.50	95,448,213	5,017.00	96,828,100	1.51
6	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	24,200	3,428.15	82,961,392	3,594.00	86,974,800	1.36
7	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	13,000	6,542.06	85,046,879	6,688.00	86,944,000	1.36
8	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	22,000	3,796.89	83,531,750	3,806.00	83,732,000	1.31
9	日本	株式	KDDI	情報・通信業	30,500	2,774.97	84,636,820	2,743.50	83,676,750	1.31
10	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	29,300	2,790.87	81,772,679	2,785.00	81,600,500	1.27
11	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	158,500	506.37	80,260,766	512.00	81,152,000	1.27
12	日本	株式	任天堂	その他製品	2,000	38,689.75	77,379,512	39,490.00	78,980,000	1.23
13	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	473,000	153.01	72,373,732	156.10	73,835,300	1.15
14	日本	株式	花王	化学	8,600	8,305.95	71,431,172	8,210.00	70,606,000	1.10
15	日本	株式	三菱商事	卸売業	24,400	2,904.64	70,873,376	2,840.00	69,296,000	1.08
16	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	3,200	22,676.62	72,565,202	21,580.00	69,056,000	1.08
17	日本	株式	ファナック	電気機器	3,400	18,836.38	64,043,693	19,930.00	67,762,000	1.06
18	日本	株式	ダイキン工業	機械	4,800	13,357.78	64,117,371	14,065.00	67,512,000	1.05
19	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	12,400	5,452.34	67,609,048	5,399.00	66,947,600	1.04
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	6,300	10,371.56	65,340,848	10,080.00	63,504,000	0.99
21	日本	株式	日立製作所	電気機器	15,900	3,799.75	60,416,073	3,949.00	62,789,100	0.98
22	日本	株式	日本電産	電気機器	4,200	13,686.15	57,481,870	14,725.00	61,845,000	0.97
23	日本	株式	信越化学工業	化学	6,100	9,220.90	56,247,516	10,035.00	61,213,500	0.96
24	日本	株式	キヤノン	電気機器	19,000	3,092.83	58,763,788	3,146.00	59,774,000	0.93
25	日本	株式	HOYA	精密機器	7,100	7,717.35	54,793,190	8,254.00	58,603,400	0.91
26	日本	株式	第一三共	医薬品	10,100	5,896.84	59,558,113	5,635.00	56,913,500	0.89
27	日本	株式	資生堂	化学	7,000	7,848.33	54,938,315	8,121.00	56,847,000	0.89
28	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	21,900	2,475.37	54,210,678	2,512.50	55,023,750	0.86
29	日本	株式	村田製作所	電気機器	11,100	4,625.48	51,342,912	4,840.00	53,724,000	0.84
30	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	4,000	13,180.72	52,722,892	13,340.00	53,360,000	0.83

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
株式	95.50
合計	95.50

業種別投資比率

業種	投資比率（％）
水産・農林業	0.08
鉱業	0.29
建設業	2.63
食料品	3.80
繊維製品	0.42
パルプ・紙	0.15
化学	7.13
医薬品	6.05
石油・石炭製品	0.67
ゴム製品	0.84
ガラス・土石製品	0.73
鉄鋼	0.78
非鉄金属	0.77
金属製品	0.27
機械	4.98
電気機器	14.28
輸送用機器	6.31
精密機器	2.16
その他製品	1.94
電気・ガス業	1.48
陸運業	5.08
空運業	0.67
情報・通信業	7.94
卸売業	4.79
小売業	4.14
銀行業	5.12
証券、商品先物取引業	0.80
保険業	2.74
その他金融業	1.16
不動産業	2.64
サービス業	4.67
合計（対純資産総額比）	95.50

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	18	278,839,400	279,180,000	4.36

(注) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年6月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額(円)		基準価額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末 (2015年6月5日)	1,850,297,472	1,875,371,724	13,283	13,463
第2計算期間末 (2016年6月6日)	3,255,781,166	3,255,781,166	10,724	10,724
第3計算期間末 (2017年6月5日)	3,260,400,217	3,319,076,744	12,780	13,010
第4計算期間末 (2018年6月5日)	4,568,824,725	4,640,877,430	13,950	14,170
第5計算期間末 (2019年6月5日)	6,190,287,698	6,190,287,698	12,302	12,302
2018年6月末日	4,710,157,514		13,627	
7月末日	4,965,609,785		13,787	
8月末日	5,076,640,352		13,641	
9月末日	5,300,855,233		14,423	
10月末日	5,413,014,264		13,062	
11月末日	5,728,012,260		13,208	
12月末日	5,449,825,792		11,885	
2019年1月末日	5,814,667,770		12,491	
2月末日	6,025,155,841		12,791	
3月末日	6,297,746,306		12,832	
4月末日	6,246,067,850		13,018	
5月末日	6,097,517,508		12,168	
6月末日	6,408,034,229		12,517	

(注) 基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

【分配の推移】

計算期間		1万口当たり分配金（円）
第1期	2014年6月6日～2015年6月5日	180
第2期	2015年6月6日～2016年6月6日	0
第3期	2016年6月7日～2017年6月5日	230
第4期	2017年6月6日～2018年6月5日	220
第5期	2018年6月6日～2019年6月5日	0

【収益率の推移】

計算期間		収益率（％）
第1期	2014年6月6日～2015年6月5日	34.63
第2期	2015年6月6日～2016年6月6日	19.27
第3期	2016年6月7日～2017年6月5日	21.32
第4期	2017年6月6日～2018年6月5日	10.88
第5期	2018年6月6日～2019年6月5日	11.81

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。なお、第1計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	2014年6月6日～2015年6月5日	2,195,007,923	801,993,881
第2期	2015年6月6日～2016年6月6日	2,474,031,785	831,167,072
第3期	2016年6月7日～2017年6月5日	1,562,013,357	2,046,738,731
第4期	2017年6月6日～2018年6月5日	2,508,555,370	1,784,585,765
第5期	2018年6月6日～2019年6月5日	2,705,038,413	948,088,403

（注）設定数量には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考) 運用実績

データは2019年6月28日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

● 基準価額・純資産の推移



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	12,517円
純資産総額	6,408百万円

■ 分配の推移 (税引前)

決算期	分配金
2019年 6月	0円
2018年 6月	220円
2017年 6月	230円
2016年 6月	0円
2015年 6月	180円
設定来累計	630円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

● 主要な資産の状況

■ 資産別投資比率

	銘柄名	投資比率
1	しんきんJPX日経400マザーファンド	99.98%
2	現金・その他	0.02%

※投資比率は、しんきんJPX日経400オープンの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■ (参考) しんきんJPX日経400マザーファンドの状況

組入上位10銘柄			
	銘柄名	業種	投資比率
1	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.90%
2	武田薬品工業	医薬品	1.84%
3	キーエンス	電気機器	1.65%
4	ソニー	電気機器	1.59%
5	日本電信電話	情報・通信業	1.51%
6	リクルートホールディングス	サービス業	1.36%
7	トヨタ自動車	輸送用機器	1.36%
8	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.31%
9	KDDI	情報・通信業	1.31%
10	本田技研工業	輸送用機器	1.27%

組入上位10業種		
	業種	投資比率
1	電気機器	14.28%
2	情報・通信業	7.94%
3	化学	7.13%
4	輸送用機器	6.31%
5	医薬品	6.05%
6	銀行業	5.12%
7	陸運業	5.08%
8	機械	4.98%
9	卸売業	4.79%
10	サービス業	4.67%

資産構成比

	投資比率
国内株式(現物)	95.50%
国内株式(先物)	4.36%
現金・その他	0.14%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※しんきんJPX日経400マザーファンドの純資産総額は、6,407百万円です。

年間収益率の推移 (期間:2009年～2019年)



※ 2013年はベンチマークの騰落率を表示しており、当ファンドの実績ではありません。

※ 2014年は6月6日（設定日）から同年最終営業日までの当ファンドおよびベンチマークの実績収益率を表示しています。

※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4) 申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、1.08%（税抜1.0%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。（消費税率が10%になった場合は、上記手数料率の上限が1.10%となります。）
収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することができます。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (7) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
<コールセンター> 0120-781812
携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
<ホームページ> <http://www.skam.co.jp>

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受け付けた換金(解約)の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の請求ができます。
- (4) 委託会社は、一部解約の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- (5) 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
- (6) 換金時の課税に関しては、前記「ファンド情報」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 一部解約金に係る収益調整金(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (8) 投資信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- (9) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(5)の規定に準じて算定した価額とします。
- (10) 解約代金の支払いは、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目以降から販売会社の営業所等で支払われます。
- (11) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (12) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <http://www.skam.co.jp>

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1) 株式

- ・移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。
- ・時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。

2) 先物取引

- ・個別法に基づき、原則として時価で評価しています。
- ・時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっています。

3) マザーファンド受益証券

- ・移動平均法に基づき、当該マザーファンドの基準価額で評価しています。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は2028年6月5日までとします。ただし、後記「(5)その他」の「ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年6月6日から翌年6月5日までとします。

第1計算期間は、2014年6月6日から2015年6月5日までとします。

各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃のとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 前項の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 4) 2) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 2) から4) までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 6) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- 2) 委託会社は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容ならびにその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 前項の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 2) から5) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が約款の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎計算期間の末日（原則6月5日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し、委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（4）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2018年6月6日から2019年6月5日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきんJ P X日経400オープン

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (2018年6月5日現在)	当期 (2019年6月5日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,489,229	-
コール・ローン	12,310,415	21,504,793
親投資信託受益証券	4,567,019,683	6,188,593,045
未収入金	71,000,000	-
流動資産合計	4,656,819,327	6,210,097,838
資産合計	4,656,819,327	6,210,097,838
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	72,052,705	-
未払解約金	2,762,269	611,283
未払受託者報酬	1,098,267	1,599,879
未払委託者報酬	12,080,900	17,598,613
未払利息	35	59
その他未払費用	426	306
流動負債合計	87,994,602	19,810,140
負債合計	87,994,602	19,810,140
純資産の部		
元本等		
元本	1,232,751,229,986	1,250,321,072,996
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,293,701,739	1,158,214,702
(分配準備積立金)	342,659,874	365,809,119
元本等合計	4,568,824,725	6,190,287,698
純資産合計	4,568,824,725	6,190,287,698
負債純資産合計	4,656,819,327	6,210,097,838

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 (自 2017年 6月 6日 至 2018年 6月 5日)	当期 (自 2018年 6月 6日 至 2019年 6月 5日)
営業収益		
有価証券売買等損益	404,176,529	607,326,638
営業収益合計	404,176,529	607,326,638
営業費用		
支払利息	11,182	10,836
受託者報酬	2,006,499	2,977,235
委託者報酬	22,071,449	32,749,518
その他費用	1,536	3,854
営業費用合計	24,090,666	35,741,443
営業利益又は営業損失()	380,085,863	643,068,081
経常利益又は経常損失()	380,085,863	643,068,081
当期純利益又は当期純損失()	380,085,863	643,068,081
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	119,248,133	22,917,498
期首剰余金又は期首欠損金()	709,246,836	1,293,701,739
剰余金増加額又は欠損金減少額	914,170,548	843,498,890
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	914,170,548	843,498,890
剰余金減少額又は欠損金増加額	518,500,670	358,835,344
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	518,500,670	358,835,344
分配金	172,052,705	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	1,293,701,739	1,158,214,702

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2018年6月5日現在)	当期 (2019年6月5日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,551,153,381円 期中追加設定元本額 2,508,555,370円 期中一部解約元本額 1,784,585,765円	期首元本額 3,275,122,986円 期中追加設定元本額 2,705,038,413円 期中一部解約元本額 948,088,403円
2 計算期間末日における受益権の総数	3,275,122,986口	5,032,072,996口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2017年6月6日 至 2018年6月5日)		当期 (自 2018年6月6日 至 2019年6月5日)	
1 分配金の計算過程		1 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	72,914,685円	A 費用控除後の配当等収益額	93,922,437円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	187,923,045円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	951,041,865円	C 収益調整金額	1,678,374,598円
D 分配準備積立金額	153,874,849円	D 分配準備積立金額	271,886,682円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,365,754,444円	E 当ファンドの分配対象収益額	2,044,183,717円
F 当ファンドの期末残存口数	3,275,122,986口	F 当ファンドの期末残存口数	5,032,072,996口
G 10,000口当たり収益分配対象額	4,170円	G 10,000口当たり収益分配対象額	4,062円
H 10,000口当たり分配金額	220円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額	72,052,705円	I 収益分配金金額	0円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2017年6月6日 至 2018年6月5日)	当期 (自 2018年6月6日 至 2019年6月5日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2018年6月5日現在)	当期 (2019年6月5日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (2018年6月5日現在)	当期 (2019年6月5日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	318,976,115円	592,742,924円
合計	318,976,115円	592,742,924円

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (2018年6月5日現在)	当期 (2019年6月5日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自2017年6月6日 至2018年6月5日)	当期 (自2018年6月6日 至2019年6月5日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (2018年6月5日現在)	当期 (2019年6月5日現在)
1口当たり純資産額 1.3950円 (1万口当たり純資産額 13,950円)	1口当たり純資産額 1.2302円 (1万口当たり純資産額 12,302円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきんJPX日経400 マザーファンド	4,646,788,591	6,188,593,045	
親投資信託受益証券 合計		4,646,788,591	6,188,593,045	
合計		4,646,788,591	6,188,593,045	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「しんきん」PX日経400マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん」PX日経400マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん」PX日経400マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2018年6月5日現在	2019年6月5日現在
科目	注記 番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		110,703,298	
コール・ローン		210,010,079	484,972,678
株式		4,281,486,540	5,626,342,290
派生商品評価勘定		6,060,680	332,840
未収配当金		29,222,288	49,355,622
前払金			27,629,000
差入委託証拠金		7,200,000	16,200,000
流動資産合計		4,644,682,885	6,204,832,430
資産合計		4,644,682,885	6,204,832,430
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		19,000	16,092,640
前受金		6,526,000	
未払解約金		71,000,000	
未払利息		611	1,351
その他未払費用		5,100	4,866
流動負債合計		77,550,711	16,098,857
負債合計		77,550,711	16,098,857
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	3,043,665,234	4,646,788,591
剰余金			
剰余金又は欠損金()		1,523,466,940	1,541,944,982
元本等合計		4,567,132,174	6,188,733,573
純資産合計		4,567,132,174	6,188,733,573
負債純資産合計		4,644,682,885	6,204,832,430

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2018年6月5日現在	2019年6月5日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 2,422,133,676円 期中追加設定元本額 1,799,094,408円 期中一部解約元本額 1,177,562,850円	期首元本額 3,043,665,234円 期中追加設定元本額 2,113,542,656円 期中一部解約元本額 510,419,299円
元本の内訳	しんきんJ P X 日経400オープン 3,043,665,234円 合計 3,043,665,234円	しんきんJ P X 日経400オープン 4,646,788,591円 合計 4,646,788,591円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	3,043,665,234口	4,646,788,591口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2017年6月6日 至 2018年6月5日	自 2018年6月6日 至 2019年6月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には先物取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2018年6月5日現在	2019年6月5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2018年6月5日現在	2019年6月5日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	271,811,816円	698,093,768円

合計	271,811,816円	698,093,768円
----	--------------	--------------

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(単位：円)

区分	種類	2018年6月5日現在			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	277,839,000	-	283,885,000	6,046,000
合計		277,839,000	-	283,885,000	6,046,000

(単位：円)

区分	種類	2019年6月5日現在			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	565,289,000	-	549,540,000	15,749,000
合計		565,289,000	-	549,540,000	15,749,000

(注) 1. 時価の算定方法

本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額ベースであります。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2017年6月6日 至 2018年6月5日	自 2018年6月6日 至 2019年6月5日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

2018年6月5日現在	2019年6月5日現在
1口当たり純資産額 1.5005円 (1万口当たり純資産額 15,005円)	1口当たり純資産額 1.3318円 (1万口当たり純資産額 13,318円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数(株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
日本水産	4,500	651.00	2,929,500	
マルハニチロ	600	3,285.00	1,971,000	
国際石油開発帝石	18,000	895.30	16,115,400	
安藤・間	2,900	728.00	2,111,200	
東急建設	1,300	781.00	1,015,300	
コムシスホールディングス	1,500	2,660.00	3,990,000	
大成建設	3,700	4,130.00	15,281,000	
大林組	11,100	1,056.00	11,721,600	
清水建設	11,300	927.00	10,475,100	
長谷工コーポレーション	4,600	1,113.00	5,119,800	
鹿島建設	8,700	1,526.00	13,276,200	
西松建設	800	2,141.00	1,712,800	
三井住友建設	2,700	617.00	1,665,900	
前田建設工業	2,600	917.00	2,384,200	
戸田建設	4,300	610.00	2,623,000	
熊谷組	500	2,961.00	1,480,500	
大東建託	1,300	14,295.00	18,583,500	
N I P P O	1,000	2,200.00	2,200,000	
前田道路	1,200	2,268.00	2,721,600	
五洋建設	4,400	502.00	2,208,800	
住友林業	2,600	1,272.00	3,307,200	
大和ハウス工業	10,200	3,284.00	33,496,800	
積水ハウス	11,300	1,752.50	19,803,250	
協和エクシオ	1,400	2,595.00	3,633,000	
九電工	700	3,110.00	2,177,000	
森永製菓	800	4,995.00	3,996,000	
江崎グリコ	1,000	5,060.00	5,060,000	
カルビー	1,500	3,135.00	4,702,500	
ヤクルト本社	2,500	6,420.00	16,050,000	
明治ホールディングス	2,300	7,530.00	17,319,000	
日本ハム	1,400	4,445.00	6,223,000	
アサヒグループホールディングス	6,900	4,856.00	33,506,400	
キリンホールディングス	15,000	2,298.50	34,477,500	
サントリー食品インターナショナル	2,200	4,520.00	9,944,000	
キッコーマン	2,200	4,675.00	10,285,000	
味の素	7,300	1,847.00	13,483,100	
キューピー	1,800	2,453.00	4,415,400	
ニチレイ	1,700	2,651.00	4,506,700	

東洋水産	1,700	4,290.00	7,293,000	
日清食品ホールディングス	1,400	6,590.00	9,226,000	
日本たばこ産業	19,100	2,500.00	47,750,000	
帝人	2,600	1,778.00	4,622,800	
東レ	25,000	766.70	19,167,500	
王子ホールディングス	14,500	585.00	8,482,500	
クラレ	5,400	1,332.00	7,192,800	
旭化成	23,000	1,111.50	25,564,500	
昭和電工	2,100	3,100.00	6,510,000	
住友化学	25,400	481.00	12,217,400	
日産化学	2,000	4,700.00	9,400,000	
東ソー	5,000	1,400.00	7,000,000	
デンカ	1,300	3,200.00	4,160,000	
信越化学工業	5,700	9,218.00	52,542,600	
エア・ウォーター	2,600	1,694.00	4,404,400	
大陽日酸	2,700	2,078.00	5,610,600	
日本パーカライジング	1,800	1,267.00	2,280,600	
三菱瓦斯化学	3,300	1,407.00	4,643,100	
三井化学	2,900	2,506.00	7,267,400	
J S R	3,200	1,611.00	5,155,200	
三菱ケミカルホールディングス	21,600	729.60	15,759,360	
ダイセル	4,800	968.00	4,646,400	
積水化学工業	7,100	1,617.00	11,480,700	
日本ゼオン	2,900	1,080.00	3,132,000	
アイカ工業	1,000	3,685.00	3,685,000	
宇部興産	1,600	2,173.00	3,476,800	
日立化成	1,500	2,995.00	4,492,500	
ダイキョーニシカワ	700	851.00	595,700	
日油	1,200	4,035.00	4,842,000	
花王	8,000	8,296.00	66,368,000	
日本ペイントホールディングス	2,700	4,300.00	11,610,000	
関西ペイント	3,600	2,095.00	7,542,000	
D I C	1,500	2,728.00	4,092,000	
資生堂	6,500	7,805.00	50,732,500	
ライオン	4,600	2,122.00	9,761,200	
コーセー	600	17,320.00	10,392,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	1,400	3,070.00	4,298,000	
小林製薬	900	8,060.00	7,254,000	
日東電工	2,300	4,980.00	11,454,000	
ニフコ	1,300	2,829.00	3,677,700	
ユニ・チャーム	7,000	3,247.00	22,729,000	
協和発酵キリン	3,900	2,009.00	7,835,100	
武田薬品工業	28,800	3,647.00	105,033,600	

アステラス製薬	30,400	1,516.50	46,101,600
大日本住友製薬	2,400	2,172.00	5,212,800
塩野義製薬	4,200	6,160.00	25,872,000
田辺三菱製薬	3,400	1,291.00	4,389,400
中外製薬	3,400	7,230.00	24,582,000
科研製薬	600	5,200.00	3,120,000
エーザイ	3,900	6,348.00	24,757,200
小野薬品工業	7,800	1,928.00	15,038,400
久光製薬	1,000	4,550.00	4,550,000
参天製薬	6,100	1,573.00	9,595,300
ツムラ	1,000	3,060.00	3,060,000
沢井製薬	700	5,830.00	4,081,000
第一三共	9,400	5,888.00	55,347,200
大塚ホールディングス	6,300	3,690.00	23,247,000
出光興産	2,600	3,005.00	7,813,000
J X T Gホールディングス	55,400	514.40	28,497,760
コスモエネルギーホールディングス	1,000	2,240.00	2,240,000
横浜ゴム	1,900	1,930.00	3,667,000
ブリヂストン	10,100	4,191.00	42,329,100
住友ゴム工業	3,000	1,231.00	3,693,000
A G C	3,300	3,635.00	11,995,500
太平洋セメント	2,100	3,300.00	6,930,000
T O T O	2,500	4,060.00	10,150,000
日本碍子	4,000	1,504.00	6,016,000
日本特殊陶業	2,800	1,983.00	5,552,400
ニチアス	900	1,929.00	1,736,100
日本製鉄	14,600	1,850.50	27,017,300
ジェイ エフ イー ホールディングス	8,800	1,534.00	13,499,200
東京製鐵	1,700	864.00	1,468,800
日立金属	3,500	1,130.00	3,955,000
日本軽金属ホールディングス	8,900	238.00	2,118,200
三菱マテリアル	2,200	2,917.00	6,417,400
住友金属鉱山	4,500	2,907.50	13,083,750
D O W Aホールディングス	800	3,460.00	2,768,000
古河電気工業	900	3,030.00	2,727,000
住友電気工業	12,200	1,344.00	16,396,800
S U M C O	3,600	1,220.00	4,392,000
三和ホールディングス	3,400	1,104.00	3,753,600
リンナイ	600	7,140.00	4,284,000
東プレ	600	1,811.00	1,086,600
日本発條	3,200	851.00	2,723,200
アマダホールディングス	4,900	1,182.00	5,791,800
オーエスジー	1,600	2,091.00	3,345,600

D M G 森精機	2,100	1,434.00	3,011,400
ディスコ	400	15,760.00	6,304,000
ナブテスコ	1,800	2,830.00	5,094,000
三井海洋開発	300	2,870.00	861,000
S M C	1,000	36,990.00	36,990,000
小松製作所	14,900	2,460.50	36,661,450
住友重機械工業	1,900	3,460.00	6,574,000
日立建機	1,300	2,615.00	3,399,500
ハーモニック・ドライブ・システムズ	600	3,800.00	2,280,000
クボタ	17,700	1,697.00	30,036,900
荏原製作所	1,500	2,876.00	4,314,000
ダイキン工業	4,500	13,345.00	60,052,500
椿本チエイン	400	3,425.00	1,370,000
ダイフク	1,800	5,610.00	10,098,000
タダノ	1,600	1,080.00	1,728,000
平和	900	2,189.00	1,970,100
竹内製作所	600	1,838.00	1,102,800
T P R	400	1,895.00	758,000
ホシザキ	1,000	7,910.00	7,910,000
日本精工	6,800	912.00	6,201,600
ジェイテクト	3,200	1,222.00	3,910,400
T H K	2,100	2,297.00	4,823,700
マキタ	4,000	3,820.00	15,280,000
三菱重工業	5,500	4,776.00	26,268,000
コニカミノルタ	7,200	975.00	7,020,000
ブラザー工業	4,300	1,895.00	8,148,500
ミネベアミツミ	6,100	1,669.00	10,180,900
日立製作所	14,800	3,789.00	56,077,200
三菱電機	33,000	1,402.50	46,282,500
富士電機	2,100	3,685.00	7,738,500
安川電機	3,800	3,305.00	12,559,000
日本電産	4,000	13,665.00	54,660,000
オムロン	3,500	5,390.00	18,865,000
日本電気	4,300	3,975.00	17,092,500
富士通	3,200	7,403.00	23,689,600
ルネサスエレクトロニクス	3,400	509.00	1,730,600
セイコーエプソン	4,100	1,626.00	6,666,600
アルバック	700	3,150.00	2,205,000
エレコム	300	3,550.00	1,065,000
パナソニック	37,700	876.40	33,040,280
富士通ゼネラル	1,000	1,561.00	1,561,000
ソニー	16,800	5,213.00	87,578,400
T D K	1,700	7,650.00	13,005,000

アルプスアルパイン	3,000	1,829.00	5,487,000
ヒロセ電機	500	11,990.00	5,995,000
横河電機	3,300	2,117.00	6,986,100
日本光電工業	1,500	3,100.00	4,650,000
堀場製作所	700	5,130.00	3,591,000
アドバンテスト	2,200	2,659.00	5,849,800
キーエンス	1,500	61,540.00	92,310,000
シスメックス	2,600	7,386.00	19,203,600
OBARA GROUP	200	3,610.00	722,000
スタンレー電気	2,300	2,558.00	5,883,400
カシオ計算機	2,900	1,269.00	3,680,100
ファナック	3,100	18,800.00	58,280,000
浜松ホトニクス	2,400	3,935.00	9,444,000
京セラ	5,000	6,866.00	34,330,000
村田製作所	10,400	4,628.00	48,131,200
小糸製作所	2,000	5,350.00	10,700,000
SCREENホールディングス	600	3,875.00	2,325,000
キヤノン	17,700	3,091.00	54,710,700
東京エレクトロン	2,200	15,310.00	33,682,000
トヨタ紡織	1,200	1,409.00	1,690,800
豊田自動織機	2,700	5,770.00	15,579,000
デンソー	7,300	4,357.00	31,806,100
川崎重工業	2,600	2,491.00	6,476,600
日産自動車	38,900	762.90	29,676,810
いすゞ自動車	10,400	1,279.50	13,306,800
トヨタ自動車	12,100	6,530.00	79,013,000
日野自動車	4,100	893.00	3,661,300
NOK	1,800	1,441.00	2,593,800
アイシン精機	2,700	3,745.00	10,111,500
マツダ	10,300	1,121.00	11,546,300
本田技研工業	27,400	2,795.00	76,583,000
スズキ	6,000	5,181.00	31,086,000
SUBARU	10,200	2,592.00	26,438,400
ヤマハ発動機	4,700	1,931.00	9,075,700
豊田合成	1,100	1,982.00	2,180,200
シマノ	1,300	16,840.00	21,892,000
テイ・エス テック	800	2,817.00	2,253,600
テルモ	9,300	3,090.00	28,737,000
島津製作所	4,200	2,739.00	11,503,800
オリンパス	19,600	1,313.00	25,734,800
HOYA	6,600	7,693.00	50,773,800
朝日インテック	1,900	5,560.00	10,564,000
バンダイナムコホールディングス	3,400	5,180.00	17,612,000

パイロットコーポレーション	600	4,115.00	2,469,000	
アシックス	3,100	1,231.00	3,816,100	
ヤマハ	2,000	4,985.00	9,970,000	
ビジョン	2,000	4,165.00	8,330,000	
任天堂	1,900	38,770.00	73,663,000	
中部電力	10,100	1,562.50	15,781,250	
関西電力	13,400	1,319.50	17,681,300	
東北電力	7,700	1,135.00	8,739,500	
九州電力	6,800	1,087.00	7,391,600	
電源開発	2,600	2,433.00	6,325,800	
東京瓦斯	6,500	2,683.00	17,439,500	
大阪瓦斯	6,400	1,962.00	12,556,800	
東邦瓦斯	1,600	4,220.00	6,752,000	
東武鉄道	3,500	3,190.00	11,165,000	
相鉄ホールディングス	1,500	3,005.00	4,507,500	
東京急行電鉄	9,000	1,978.00	17,802,000	
小田急電鉄	5,300	2,691.00	14,262,300	
京王電鉄	1,800	7,070.00	12,726,000	
京成電鉄	2,500	3,985.00	9,962,500	
東日本旅客鉄道	5,900	10,375.00	61,212,500	
西日本旅客鉄道	3,000	8,740.00	26,220,000	
東海旅客鉄道	3,000	22,690.00	68,070,000	
西武ホールディングス	4,100	1,860.00	7,626,000	
近鉄グループホールディングス	3,100	5,260.00	16,306,000	
阪急阪神ホールディングス	4,200	4,000.00	16,800,000	
京阪ホールディングス	1,900	4,815.00	9,148,500	
名古屋鉄道	3,400	3,035.00	10,319,000	
日本通運	1,200	5,840.00	7,008,000	
ヤマトホールディングス	5,500	2,264.00	12,452,000	
山九	900	5,460.00	4,914,000	
日立物流	700	3,270.00	2,289,000	
日本航空	5,700	3,468.00	19,767,600	
A N Aホールディングス	5,700	3,676.00	20,953,200	
日鉄ソリューションズ	500	3,330.00	1,665,000	
T I S	1,100	5,480.00	6,028,000	
ネクソン	8,200	1,633.00	13,390,600	
コロプラ	1,100	780.00	858,000	
ティーガイア	300	1,906.00	571,800	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	7,800	333.00	2,597,400	
野村総合研究所	2,100	5,280.00	11,088,000	
オービック	1,100	12,800.00	14,080,000	
ヤフー	21,100	307.00	6,477,700	
トレンドマイクロ	1,700	4,875.00	8,287,500	

日本オラクル	700	7,750.00	5,425,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	1,500	2,658.00	3,987,000	
大塚商会	1,700	4,155.00	7,063,500	
日本ユニシス	1,000	3,430.00	3,430,000	
日本テレビホールディングス	3,000	1,587.00	4,761,000	
日本電信電話	18,000	4,942.00	88,956,000	
KDDI	28,500	2,778.00	79,173,000	
光通信	400	21,330.00	8,532,000	
NTTドコモ	20,500	2,475.50	50,747,750	
GMOインターネット	1,200	1,740.00	2,088,000	
東宝	2,100	4,775.00	10,027,500	
エヌ・ティ・ティ・データ	8,600	1,305.00	11,223,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,500	3,955.00	5,932,500	
カプコン	1,400	2,213.00	3,098,200	
SCSK	900	5,280.00	4,752,000	
コナミホールディングス	1,300	5,020.00	6,526,000	
ソフトバンクグループ	11,000	9,579.00	105,369,000	
双日	17,900	349.00	6,247,100	
アルフレッサホールディングス	3,600	2,766.00	9,957,600	
神戸物産	500	4,940.00	2,470,000	
シップヘルスケアホールディングス	700	4,590.00	3,213,000	
第一興商	600	5,120.00	3,072,000	
メディカルホールディングス	3,500	2,382.00	8,337,000	
伊藤忠商事	22,700	1,900.50	43,141,350	
丸紅	32,000	693.00	22,176,000	
豊田通商	3,600	3,170.00	11,412,000	
兼松	1,300	1,231.00	1,600,300	
三井物産	26,700	1,725.00	46,057,500	
日立ハイテクノロジーズ	1,000	4,870.00	4,870,000	
住友商事	19,200	1,605.00	30,816,000	
三菱商事	22,800	2,908.00	66,302,400	
阪和興業	600	2,888.00	1,732,800	
岩谷産業	700	3,655.00	2,558,500	
東邦ホールディングス	1,000	2,495.00	2,495,000	
PALTA C	600	5,620.00	3,372,000	
日鉄物産	200	4,290.00	858,000	
ミスミグループ本社	4,100	2,635.00	10,803,500	
ローソン	800	5,110.00	4,088,000	
エービーシー・マート	500	6,740.00	3,370,000	
アダストリア	400	2,434.00	973,600	
セリア	900	2,663.00	2,396,700	
ビックカメラ	1,900	1,120.00	2,128,000	
MonotaRO	2,100	2,372.00	4,981,200	

J.フロント リテイリング	4,200	1,161.00	4,876,200	
マツモトキヨシホールディングス	1,300	3,235.00	4,205,500	
ZOZO	3,500	1,805.00	6,317,500	
ウエルシアホールディングス	900	4,060.00	3,654,000	
クリエイトSDホールディングス	500	2,405.00	1,202,500	
すかいらーくホールディングス	3,000	1,927.00	5,781,000	
コスモス薬品	100	17,650.00	1,765,000	
セブン&アイ・ホールディングス	13,600	3,704.00	50,374,400	
ツルハホールディングス	700	8,870.00	6,209,000	
クスリのアオキホールディングス	300	6,960.00	2,088,000	
ノジマ	600	1,809.00	1,085,400	
良品計画	500	19,130.00	9,565,000	
パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングス	1,900	6,610.00	12,559,000	
ゼンショーホールディングス	1,500	2,250.00	3,375,000	
ユナイテッドアローズ	400	3,570.00	1,428,000	
スギホールディングス	700	4,935.00	3,454,500	
ユニー・ファミリーマートホールディング ス	3,600	2,560.00	9,216,000	
日本瓦斯	500	2,705.00	1,352,500	
しまむら	400	8,430.00	3,372,000	
丸井グループ	2,700	2,284.00	6,166,800	
イオン	12,500	1,909.50	23,868,750	
イズミ	700	4,585.00	3,209,500	
ヤオコー	400	4,830.00	1,932,000	
ケーズホールディングス	3,400	1,042.00	3,542,800	
アインホールディングス	400	7,190.00	2,876,000	
ニトリホールディングス	1,400	12,925.00	18,095,000	
ファーストリテイリング	400	62,310.00	24,924,000	
サンドラッグ	1,200	2,753.00	3,303,600	
めぶきフィナンシャルグループ	16,900	275.00	4,647,500	
九州フィナンシャルグループ	7,100	442.00	3,138,200	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	20,400	422.00	8,608,800	
新生銀行	2,400	1,646.00	3,950,400	
あおぞら銀行	1,800	2,657.00	4,782,600	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	148,000	506.50	74,962,000	
りそなホールディングス	35,700	467.10	16,675,470	
三井住友トラスト・ホールディングス	6,400	4,054.00	25,945,600	
三井住友フィナンシャルグループ	20,500	3,800.00	77,900,000	
千葉銀行	11,200	539.00	6,036,800	
静岡銀行	8,200	822.00	6,740,400	
広島銀行	4,800	564.00	2,707,200	
セブン銀行	11,000	283.00	3,113,000	
みずほフィナンシャルグループ	441,700	153.10	67,624,270	

F P G	1,000	869.00	869,000
S B Iホールディングス	3,900	2,445.00	9,535,500
大和証券グループ本社	26,100	476.90	12,447,090
野村ホールディングス	57,200	350.00	20,020,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	3,900	353.00	1,376,700
松井証券	1,600	1,026.00	1,641,600
S O M P Oホールディングス	5,700	4,257.00	24,264,900
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	8,500	3,511.00	29,843,500
ソニーフィナンシャルホールディングス	2,700	2,459.00	6,639,300
第一生命ホールディングス	18,400	1,620.50	29,817,200
東京海上ホールディングス	11,600	5,451.00	63,231,600
T & Dホールディングス	10,100	1,126.50	11,377,650
全国保証	900	4,130.00	3,717,000
芙蓉総合リース	400	5,360.00	2,144,000
東京センチュリー	700	4,545.00	3,181,500
イオンフィナンシャルサービス	2,100	1,738.00	3,649,800
オリエントコーポレーション	8,800	113.00	994,400
日立キャピタル	800	2,356.00	1,884,800
オリックス	21,700	1,548.50	33,602,450
三菱U F Jリース	7,300	550.00	4,015,000
日本取引所グループ	8,800	1,687.00	14,845,600
いちご	4,100	324.00	1,328,400
ヒューリック	6,800	861.00	5,854,800
野村不動産ホールディングス	2,200	2,274.00	5,002,800
プレサンスコーポレーション	500	1,414.00	707,000
オープンハウス	500	4,535.00	2,267,500
東急不動産ホールディングス	8,700	613.00	5,333,100
飯田グループホールディングス	2,700	1,749.00	4,722,300
パーク24	1,900	2,172.00	4,126,800
三井不動産	17,200	2,713.50	46,672,200
三菱地所	22,800	2,049.50	46,728,600
東京建物	3,600	1,158.00	4,168,800
住友不動産	7,300	4,104.00	29,959,200
レオパレス21	4,000	279.00	1,116,000
スターツコーポレーション	400	2,559.00	1,023,600
イオンモール	1,600	1,600.00	2,560,000
ミクシィ	900	2,249.00	2,024,100
日本M & Aセンター	2,300	2,562.00	5,892,600
パーソルホールディングス	3,100	2,398.00	7,433,800
総合警備保障	1,300	5,150.00	6,695,000
カカコム	2,400	2,182.00	5,236,800
ディップ	500	1,645.00	822,500

エムスリー	6,600	1,957.00	12,916,200	
ディー・エヌ・エー	1,700	2,176.00	3,699,200	
博報堂DYホールディングス	4,400	1,760.00	7,744,000	
電通	3,800	3,735.00	14,193,000	
オリエンタルランド	3,700	13,165.00	48,710,500	
リゾートトラスト	1,300	1,686.00	2,191,800	
ユー・エス・エス	3,800	2,074.00	7,881,200	
サイバーエージェント	1,800	3,895.00	7,011,000	
楽天	14,700	1,116.00	16,405,200	
エン・ジャパン	500	3,905.00	1,952,500	
テクノプロ・ホールディングス	600	5,500.00	3,300,000	
リクルートホールディングス	22,600	3,426.00	77,427,600	
リログループ	1,700	2,891.00	4,914,700	
カナモト	500	2,500.00	1,250,000	
セコム	3,300	9,138.00	30,155,400	
メイテック	400	5,330.00	2,132,000	
イオンディライト	400	3,210.00	1,284,000	
合計	2,776,200		5,626,342,290	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2019年6月28日現在)

資産総額	6,412,458,385 円
負債総額	4,424,156 円
純資産総額()	6,408,034,229 円
発行済数量	5,119,375,176 口
1口当たり純資産額(/)	1.2517 円

(参考)しんきんJPX日経400マザーファンド

資産総額	6,685,726,617 円
負債総額	278,843,728 円
純資産総額()	6,406,882,889 円
発行済数量	4,725,862,442 口
1口当たり純資産額(/)	1.3557 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿
該当事項はありません。
- (3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (5) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (6) 受益権の再分割
委託会社は、受託者と協議のうえ、振替法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (7) 償還金
償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

(2) 当社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果および法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2019年6月28日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	68	844,494
単位型公社債投資信託	4	14,534
単位型株式投資信託	34	98,175
合計	106	957,204

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2 . 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		4,235,835		5,096,449
前払費用			15,065		22,449
未収委託者報酬			496,814		534,748
未収運用受託報酬	*2		21,912		13,102
未収収益			49		49
その他の流動資産			466		1,313
流動資産計			4,770,143		5,668,112
固定資産					
有形固定資産	*1		94,224		90,589
建物		73,046		71,717	
器具備品		21,178		18,871	
無形固定資産			44,161		26,964
ソフトウェア		42,657		25,565	
電話加入権		959		959	
その他		543		439	
投資その他の資産			37,557		46,552
投資有価証券			-	2,018	
長期前払費用		2,489		4,870	
繰延税金資産		35,068		39,662	
固定資産計			175,943		164,106
資産合計			4,946,087		5,832,218

科 目	注記 番号	前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
		金 額	金 額	金 額	金 額
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			347,332		382,042
未払手数料	*2	302,565		319,565	
その他未払金		44,767		62,477	
未払法人税等			189,582		206,238
未払消費税等			30,210		38,518
未払事業所税			1,946		2,007
賞与引当金			70,520		71,011
その他の流動負債			3,302		3,620
流動負債計			642,896		703,438
固定負債					
退職給付引当金			103,292		102,601
役員退職慰労引当金			11,768		18,487
固定負債計			115,061		121,089
負債合計			757,957		824,528
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			4,188,129		5,007,677
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			3,988,129		4,807,677
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		3,986,129		4,805,677	
別途積立金		3,080,000		3,830,000	
繰越利益剰余金		906,129		975,677	
評価・換算差額等			-		13
その他有価証券評価差額金		-		13	
純資産合計			4,188,129		5,007,690
負債・純資産合計			4,946,087		5,832,218

(2) 【損益計算書】

科 目	注記 番号	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			4,886,524		5,202,260
運用受託報酬	*1		189,616		192,056
営業収益計			5,076,140		5,394,317
営業費用					
支払手数料	*1		2,401,911		2,566,470
広告宣伝費			30,312		32,074
調査費			511,262		555,537
調査研究費		350,062		375,631	
委託調査費		161,199		179,906	
営業雑経費			65,254		68,770
印刷費		57,929		61,381	
郵便料		195		99	
電信電話料		2,321		2,404	
協会費		4,808		4,885	
営業費用計			3,008,740		3,222,852
一般管理費					
給料			553,435		578,701
役員報酬		41,999		41,693	
給料・手当		366,711		385,731	
賞与		64,202		67,757	
法定福利費		72,291		75,923	
福利厚生費		4,086		4,080	
その他給料		4,142		3,513	
賞与引当金繰入			70,520		71,011
退職給付費用			58,150		64,269
役員退職慰労引当金繰入			5,580		6,718
交際費			4,202		3,260
旅費交通費			7,630		9,400
租税公課			23,615		25,155
不動産賃借料			62,842		62,753
固定資産減価償却費			45,198		33,479
諸経費			139,011		135,925
一般管理費計			970,187		990,674
営業利益			1,097,212		1,180,790
営業外収益					
受取利息	*1		127		136
その他営業外収益			300		280
営業外収益計			428		416
営業外費用					

雑損失			401		904
その他営業外費用			39		-
営業外費用計			440		904
経常利益			1,097,199		1,180,302

科 目	注記 番号	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
税引前当期純利益			1,097,199		1,180,302
法人税、住民税および事業税			341,439		365,355
法人税等調整額			1,859		4,600
当期純利益			757,619		819,547

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
別途積立金の積立			730,000	730,000		
別途積立金の取崩						
当期純利益				757,619	757,619	757,619
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			730,000	27,619	757,619	757,619
当期末残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高			3,430,510
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			757,619
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）			
当期変動額合計			757,619
当期末残高			4,188,129

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
別途積立金の積立			750,000	750,000		
別途積立金の取崩						
当期純利益				819,547	819,547	819,547
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			750,000	69,547	819,547	819,547
当期末残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高			4,188,129
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			819,547
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	13	13	13
当期変動額合計	13	13	819,560
当期末残高	13	13	5,007,690

重要な会計方針

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日								
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、期末前1か月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p>								
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年</td> <td>～</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>器 具 備 品</td> <td>3年</td> <td>～</td> <td>20年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建 物	3年	～	50年	器 具 備 品	3年	～	20年
建 物	3年	～	50年						
器 具 備 品	3年	～	20年						
3. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>								
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>								

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」35,068千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
建 物	64,186千円	63,831千円
器具備品	37,859千円	40,573千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
普通預金	3,142,308千円	3,907,610千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	5,559千円	5,548千円
未払手数料	142,775千円	166,032千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
運用受託報酬	160,021千円	171,273千円
受取利息	126千円	134千円
支払手数料	1,926,104千円	2,086,194千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

(リース取引関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,235,835	4,235,835	
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	
資産計	4,754,562	4,754,562	
(4)未払手数料	302,565	302,565	
(5)その他未払金	44,767	44,767	
(6)未払法人税等	189,582	189,582	
(7)未払消費税等	30,210	30,210	
(8)未払事業所税	1,946	1,946	
負債計	569,072	569,072	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	4,235,530	4,235,530	
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	
合計	4,754,257	4,754,257	

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,096,449	5,096,449	
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	
(4)投資有価証券	2,018	2,018	
資産計	5,646,318	5,646,318	
(5)未払手数料	319,565	319,565	
(6)その他未払金	62,477	62,477	
(7)未払法人税等	206,238	206,238	
(8)未払消費税等	38,518	38,518	
(9)未払事業所税	2,007	2,007	
負債計	628,807	628,807	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1) 預金	5,096,091	5,096,091	
(2) 未収委託者報酬	534,748	534,748	
(3) 未収運用受託報酬	13,102	13,102	
合計	5,643,942	5,643,942	

（有価証券関係）

1．その他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,032	1,000	32
小計	1,032	1,000	32
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	986	1,000	13
小計	986	1,000	13
合計	2,018	2,000	18

2．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	100,631	103,292
退職給付費用	12,149	14,918
退職給付の支払額	9,488	15,609
制度への拠出額		
退職給付引当金の期末残高	103,292	102,601

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
非積立金型制度の退職給付債務	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601
退職給付引当金	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601

(3) 退職給付費用

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	12,149	14,918

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 37,464千円、当事業年度 39,525千円であります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2017年3月31日現在)	(2018年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,634,392,721	1,669,710,596
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額(注)	1,793,308,599	1,806,457,984
差引額	158,915,877	136,747,387
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2017年3月分)	(2018年3月分)
	0.0582%	0.0676%

(3) 補足説明	<p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高214,616,190千円および年金財政計算上の別途積立金55,700,312千円であります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。</p>	<p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高197,854,570千円および年金財政計算上の別途積立金61,107,182千円であります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。</p>
----------	--	--

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,593	21,743
役員退職慰労引当金	3,603	5,660
退職給付引当金繰入限度超過額	31,628	31,416
未払事業税	9,726	10,663
未払事業所税	595	614
その他	3,152	3,174
繰延税金資産 小計	70,299	73,273
評価性引当額	35,231	33,605
繰延税金資産 合計	35,068	39,668
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金		5
繰延税金負債 合計		5
繰延税金資産の純額	35,068	39,662

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	160,021

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	171,273

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1 人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料 運用受託報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	1,926,104 千円 160,021 千円 144,916 千円 49,958 千円	未払 手数料	142,775 千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業		なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料	442,952 千円	未払 手数料	92,165 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫(東京証券取引所に上場)

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	690,998 百万円	信用金庫 連合会事 業	直接 (被所有) 100%	兼任1 人	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託の 代行手数料 運用受託報 酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,086,194 千円 171,273 千円 111,204 千円 49,958 千円	未払 手数料	166,032 千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業		なし	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託の 代行手数料	445,847 千円	未払 手数料	90,195 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
1株当たり純資産額	1,047,032円43銭	1,251,922円67銭
1株当たり当期純利益金額	189,404円77銭	204,886円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
期中平均株式数	4,000株	4,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)(販売会社)

(2) 資本の額(出資の総額) 690,998百万円(2019年3月末現在)

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

(2) 資本の額 324,279百万円(2019年3月末現在)

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本の額 10,000百万円(2019年3月末現在)

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫(販売会社)

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【参考情報】

当計算期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 有価証券報告書 | 2018年8月31日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券届出書 | 2018年8月31日
2019年3月1日
関東財務局長に提出 |
| (3) 半期報告書 | 2019年3月1日
関東財務局長に提出 |

独立監査人の監査報告書

2019年6月12日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松崎 謙 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年7月24日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんJPX日経400オープンの2018年6月6日から2019年6月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんJPX日経400オープンの2019年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。